

回覧

留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金

～令和5年度分の申請受付のお知らせ～

留寿都村では、高校や大学等に進学する方を応援するため、返済の必要がない給付型の奨学金制度を実施しております。

4月から新たに高校や大学等に進学される方や、現在、在学している方につきまして、申請期間内にお忘れなく申請手続きをお願いします。



【奨学生の要件】

①高校生等奨学生…学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）に在学している方。

②大学生等奨学生…学校教育法に規定する大学（大学院は除く）、短期大学、専修学校の専門課程（専門学校）又は一般課程、高等専門学校（第4学年、又は第5学年に限る）に在学している方。

【奨学金の受給者の世帯要件】

① 申請の日の6か月前から、引き続き村内に住所を有する者がいる世帯であること。

② 奨学金の受給者及び世帯全員に市町村税等の滞納がないこと。

※ 奨学金の受給者は、奨学生を扶養する方になります。奨学金を受給する世帯の主たる生計維持者で、世帯の代表者です。

【奨学金の額】

①高校生等奨学生 … 月額 5,000円（年額 60,000円）

②大学生等奨学生 … 月額 8,000円（年額 96,000円）

※ 奨学金の給付期間は、奨学生の正規の就学年限となります。

【奨学金の給付時期】

3か月分をまとめて、
年4回給付されます。



4月分～6月分まで	7月に給付
7月分～9月分まで	10月に給付
10月分～12月分まで	1月に給付
1月分～3月分まで	4月に給付

【申請手続きに必要な書類】

- ① 留寿都村ふるさと応援基金子育て支援奨学金給付申請書
 - ② 家庭状況調査書
 - ③ 村税の納付状況調査に関する同意書
 - ④ 奨学生となる者及び申請者の世帯全員の住民票謄本
(家族全員の本籍地、戸籍筆頭者及び続柄がわかるもの)
 - ⑤ 在学証明書
- ※ その他、教育委員会が必要とする書類の提出をお願いする場合があります。

①～③の様式については、村ホームページよりダウンロードしていただくか、留寿都村教育委員会窓口にて請求してください。

【申請期間】

令和5年4月3日（月）～5月1日（月）

※ 上記期間以降も、隨時、申請することは可能ですが、給付は、申請をした月からになります。

※ 村外から転入してきた方については、留寿都村に住民登録後6か月経過すると、申請が可能になります。



【お問合せ先】 留寿都村教育委員会 総務係 ☎ 0136-46-3321